

○水道水の放射能測定の結果について

- 1 水道水の採取日 令和 8 年 5 月 8 日（石越、合ノ木、大綱木）
 令和 8 年 5 月 12 日（錦織、米谷、米川、大萱沢）
 令和 8 年 5 月 13 日（保呂羽）

- 2 測定分析機関 株式会社 江東微生物研究所

3 測定結果

（単位：Bq/kg）

水道水の採取場所	セシウム 134	セシウム 137
保呂羽浄水場 出口	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
石越浄水場 出口	不検出(0.9 未満)	不検出(0.8 未満)
錦織浄水場 出口	不検出(0.8 未満)	不検出(0.8 未満)
米谷浄水場 出口	不検出(0.7 未満)	不検出(0.9 未満)
米川浄水場 出口	不検出(0.8 未満)	不検出(0.8 未満)
大萱沢浄水場 出口	不検出(0.8 未満)	不検出(0.8 未満)
合ノ木浄水場 出口	不検出(0.8 未満)	不検出(0.8 未満)
大綱木浄水場 出口	不検出(0.8 未満)	不検出(0.9 未満)
※ 厚生労働省が定めた水道水の管理目標値 平成 24 年 4 月 1 日から適用	10 [セシウム 134 及び 137 の合計値]	

- 「不検出（～未満）」は、測定結果が検出限界値未満であることを示します
- 同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動します
- 「〇〇浄水場出口 不検出（0.7 未満）」は、「検出限界値は 0.7Bq であり、放射能の濃度は水 1 kgあたり 0.7Bq 未満」であることを意味します。

※ 水道水の管理目標値

平成 24 年 4 月から、食品衛生法の規定に基づく飲料水の基準値が 10Bq/kg に設定されました。それに伴い、厚生労働省では水道水中の放射性セシウムの管理目標値を 10Bq/kg と設定しました。なお、放射性ヨウ素については、半減期が短く周辺環境においても検出されていないため設定されていません。

○水道水の放射能測定の結果について

- 1 水道水の採取日 令和 8 年 8 月 3 日（石越）
 令和 8 年 8 月 4 日（錦織、米谷、米川、合ノ木、大綱木、大萱沢）
 令和 8 年 8 月 5 日（保呂羽）

- 2 測定分析機関 株式会社 江東微生物研究所

- 3 測定結果

（単位：Bq/kg）

水道水の採取場所	セシウム 134	セシウム 137
保呂羽浄水場 出口	不検出(0.7 未満)	不検出(0.7 未満)
石越浄水場 出口	不検出(0.7 未満)	不検出(0.7 未満)
錦織浄水場 出口	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
米谷浄水場 出口	不検出(0.7 未満)	不検出(0.9 未満)
米川浄水場 出口	不検出(0.7 未満)	不検出(0.8 未満)
大萱沢浄水場 出口	不検出(0.7 未満)	不検出(0.8 未満)
合ノ木浄水場 出口	不検出(0.8 未満)	不検出(0.8 未満)
大綱木浄水場 出口	不検出(0.7 未満)	不検出(0.8 未満)
※ 厚生労働省が定めた水道水の管理目標値 平成 24 年 4 月 1 日から適用	10 [セシウム 134 及び 137 の合計値]	

- 「不検出（～未満）」は、測定結果が検出下限値未満であることを意味します
- 同じ機器で測定しても、検体ごとに検出下限値は変動します
- 「〇〇浄水場出口・不検出（0.5 未満）」は、「〇〇浄水場出口で採取した水道水の放射能の濃度が 1 kgあたり 0.5Bq 未満」であることを意味します

※ 水道水の管理目標値

平成 24 年 4 月から、食品衛生法の規定に基づく飲料水の基準値が 10Bq/kg に設定されました。それに伴い、厚生労働省では水道水中の放射性セシウムの管理目標値を 10Bq/kg と設定しました。なお、放射性ヨウ素については、半減期が短く周辺環境においても検出されていないため設定されていません。